

## 所有者等の探索の開始等の公告

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、同条第2項の規定により、公告する。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができるので、同法第4条後段の規定により、公告する。

令和8年9月9日

那覇地方法務局宮古島支局

登記官 牧野智浩

## 記

### 意見又は資料の提出先

那覇市樋川一丁目15番15号（〒900-8544）

那覇地方法務局 不動産登記部門

電話番号 098-854-7952

| 手続番号           | 表題部所有者不明土地に係る所在事項          | 地目 | 地積  |
|----------------|----------------------------|----|-----|
| 3603-2026-0001 | 宮古島市下地字与那覇ミナアイ原 1 3 7 0 番  | 畑  | 41  |
| 3603-2026-0002 | 宮古島市下地字与那覇ウバ道原 1 4 1 9 番 1 | 畑  | 308 |
| 3603-2026-0003 | 宮古島市平良字西里ツイギヤ 7 6 2 番      | 墓地 | 235 |